

議第170号 京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する一部修正案（新旧対照表）

修正前（市長案）	修正後（共産党案）
<p>京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 構造設備の基準（第8条～第12条）</p> <p>第3章 清純な施設環境を保持すべき施設等（第13条・第14条）</p> <p>第4章 衛生に必要な措置の基準（第15条）</p> <p>第5章 旅館業の適正な運営（第16条～第19条）</p> <p>第6章 雑則（第20条～第25条）</p> <p>第7章 罰則（第26条）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1) <u>旅館業は、宿泊が旅行の行程を構成する重要な要素であることに鑑み、国内外から本市を訪れる宿泊者をあたたかく迎える心を持って運営されなければならないこと。</u></p> <p>(2) <u>旅館業は、宿泊者及び市民にとって安全かつ安心なものとなるよう運営されなければならないこと。</u></p> <p>(3) <u>旅館業は、地域の生活環境との調和に配慮して運営されなければならないこと。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p><del>（市民の責務）</del></p> <p><del>第7条 市民は、基本理念にのっとり、旅館業を利用する宿泊者をあたたかく迎えるための本市の施策に協力するよう努めなければならない。</del></p>	<p>京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 構造設備の基準（第7条～第11条）</p> <p>第3章 清純な施設環境を保持すべき施設等（第12条・第13条）</p> <p>第4章 衛生に必要な措置の基準（第14条）</p> <p>第5章 旅館業の適正な運営（第15条～第18条）</p> <p>第6章 雑則（第19条～第24条）</p> <p>第7章 罰則（第25条）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1) <u>旅館業は、市民及び宿泊者にとって安全かつ安心なものとなるよう運営されなければならないこと。</u></p> <p>(2) <u>旅館業は、地域の生活環境との調和に配慮して運営されなければならないこと。</u></p> <p>(3) <u>旅館業は、宿泊が旅行の行程を構成する重要な要素であることに鑑み、国内外から本市を訪れる宿泊者をあたたかく迎える心を持って運営されなければならないこと。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>（削除）</p>

~~2 市民は、基本理念にのっとり、適正に運営されていない旅館業を是認し、又は助長することのないよう配慮するとともに、旅館業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力するよう努めなければならない。~~

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第 8 条 (略)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第 9 条 (略)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第 1 0 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第 1 条第 3 項第 7 号に規定する構造設備の基準については、第 8 条第 3 号から第 8 号まで及び前条第 1 項第 2 号の規定を準用する。この場合において、同号中「旅館営業」とあるのは、「簡易宿所営業」と読み替えるものとする。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第 1 1 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第 1 条第 4 項第 5 号に規定する構造設備の基準については、第 8 条第 4 号から第 8 号まで及び第 9 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。この場合において、同号中「旅館営業」とあるのは、「下宿営業」と読み替えるものとする。

(構造設備の基準の緩和等)

第 1 2 条 旅館業の施設のうち、季節的又は一時的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、市長は、公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、第 8 条から前条までに定める基準を緩和し、又は当該基準の一部を適用しないことができる。

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第 1 3 条 (略)

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第 7 条 (略)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第 8 条 (略)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第 9 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第 1 条第 3 項第 7 号に規定する構造設備の基準については、第 7 条第 3 号から第 8 号まで及び前条第 1 項第 2 号の規定を準用する。この場合において、同号中「旅館営業」とあるのは、「簡易宿所営業」と読み替えるものとする。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第 1 0 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第 1 条第 4 項第 5 号に規定する構造設備の基準については、第 7 条第 4 号から第 8 号まで及び第 8 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。この場合において、同号中「旅館営業」とあるのは、「下宿営業」と読み替えるものとする。

(構造設備の基準の緩和等)

第 1 1 条 旅館業の施設のうち、季節的又は一時的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、市長は、公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、第 7 条から前条までに定める基準を緩和し、又は当該基準の一部を適用しないことができる。

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第 1 2 条 (略)

(市長が意見を求める者)

第14条 (略)

第15条 (略)

(事前の標識の設置及び説明等)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 申請者は、申請をしようとする施設が存する地域の住民組織(京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。)を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該申請をしようとする施設において営もうとする旅館業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに真摯に応じるよう努めなければならない。

(申請の際に行う報告等)

第17条 (略)

(旅館業の適正な実施)

第18条 (略)

2～9 (略)

(宿泊を拒むことができる事由)

第19条 (略)

(勧告及び命令)

第20条 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第21条 (略)

(無許可営業者等に対する措置)

第22条 (略)

(公表)

第23条 市長は、営業者に対し、法第7条の2若しくは第8条

(市長が意見を求める者)

第13条 (略)

第14条 (略)

(事前の標識の設置及び説明等)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 申請者は、申請をしようとする施設が存する地域の住民組織(京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。)を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該申請をしようとする施設において営もうとする旅館業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに応じなければならない。

(申請の際に行う報告等)

第16条 (略)

(旅館業の適正な実施)

第17条 (略)

2～9 (略)

10 営業者は、宿泊者の滞在中は、当該施設内に駐在していな  
なければならない。

(宿泊を拒むことができる事由)

第18条 (略)

(勧告及び命令)

第19条 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第20条 (略)

(無許可営業者等に対する措置)

第21条 (略)

(公表)

第22条 市長は、営業者に対し、法第7条の2若しくは第8条

若しくはこの条例第20条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し(以下「命令等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

(協力依頼)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

(過料)

第26条 (略)

- (1) 第17条第1項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第17条第2項、第4項又は第5項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者
- (3) 第20条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第21条第1項又は第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者(宿泊者を除く。)

附 則

3 次に掲げる構造設備のうち、改正後の条例第8条第9号及び第9条第1項第2号(改正後の条例第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、これらの規定は、当該構造設備が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。

(1)・(2) (略)

4 平成30年9月15日前に法第3条第1項の規定による許可の申請をしようとする者に対する改正後の条例第16条及び第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

若しくはこの条例第19条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し(以下「命令等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

(協力依頼)

第23条 (略)

(委任)

第24条 (略)

(過料)

第25条 (略)

- (1) 第16条第1項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第16条第2項、第4項又は第5項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者
- (3) 第19条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第20条第1項又は第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者(宿泊者を除く。)

附 則

3 次に掲げる構造設備のうち、改正後の条例第7条第9号及び第8条第1項第2号(改正後の条例第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、これらの規定は、当該構造設備が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。

(1)・(2) (略)

4 平成30年9月15日前に法第3条第1項の規定による許可の申請をしようとする者に対する改正後の条例第15条及び第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句とする。

改正後の条例第1 6条第1項各号列 記以外の部分	設置しなければ	設置するよう努 めなければ
改正後の条例第1 6条第2項	報告しなければ	報告するよう努 めなければ
改正後の条例第1 6条第3項	説明しなければ	説明するよう努 めなければ
改正後の条例第1 7条第1項各号列 記以外の部分	報告しなければ	報告するよう努 めなければ
改正後の条例第1 7条第2項各号列 記以外の部分	提出しなければ	提出するよう努 めなければ

欄に掲げる字句とする。

改正後の条例第1 5条第1項各号列 記以外の部分	設置しなければ	設置するよう努 めなければ
改正後の条例第1 5条第2項	報告しなければ	報告するよう努 めなければ
改正後の条例第1 5条第3項	説明しなければ	説明するよう努 めなければ
改正後の条例第1 6条第1項各号列 記以外の部分	報告しなければ	報告するよう努 めなければ
改正後の条例第1 6条第2項各号列 記以外の部分	提出しなければ	提出するよう努 めなければ